別記第１号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

井手町長　　　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金事業開始承認申請書

　井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第５条の規定により、全ての設置工事及び代金支払に１年以上を要し、２つの年度に渡り行う予定である工事の開始を承認願いたく、次のとおり申請します。

　１　申請予定額　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　設置場所　　井手町大字　　　　小字

　３　住宅用の太陽光発電設備　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

　　　　　　　　　　　　　　　公称最大出力合計値　　　　　　　ｋＷ（小数点以下切り捨て）

　　　　　　　　　　　　　　　パワーコンディショナー定格出力

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｋＷ（小数点以下切り捨て）

　４　住宅用の蓄電設備　　　　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

　　　　　　　　　　　　　　　蓄電容量　　　　　　　ｋＷｈ（小数点以下２位未満切り捨て）

　５　住宅用高効率給湯機器（５と６はどちらかのみ申請対象）

　　　　　　　　　　　　　　　給湯器種別

　　　　　　　　　　　　　　　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

　６　住宅用コージェネレーションシステム

　　　　　　　　　　　　　　　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

（次頁へ続く）

（前頁より続く）

　７　設置する住宅の着工年度及び建物構造

（　　　　年度着工／木造・鉄筋コンクリート造・その他（　　　　　　））

　８　日程に係る事項　　　　　工事着手（契約）予定日　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　工事完了予定日　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　代金支払予定日　　　　　年　　月　　日

　９　添付資料

　（１）設置場所を示す地図

　（２）設備購入等に係る見積書

　（３）工事工程表（※）

　（４）その他町長が必要と認める書類

　１０　注意事項

　（※）翌年度４月１日から町長が定める日付までの期間中、補助対象設備に係る工事はできません。

別記第２号様式（第６条、第７条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

井手町長

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金

事業開始承認（変更承認）通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金事業開始承認（変更承認）申請について承認しましたので、井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第６条第３項（第７条第２項）の規定により通知します。なお、下記のことに注意してください。

記

　この通知は補助金の交付を保証するものではありません。また、翌年度４月１日から町長が定める日付までの期間中、補助対象設備に係る工事はできません。なお、町長が定める日付は、追って通知します。

別記第３号様式（第６条、第７条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

井手町長

　　　　　　　　井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金

　　　　　　　　事業開始不承認（変更不承認）通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金事業開始承認（変更承認）申請について、下記の理由のため不承認となりましたので、井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第６条第３項（第７条第２項）の規定により通知します。

記

不承認の理由

その他の通知すべき事項

（教示）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に

、町長に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第４号様式（第７条関係）

　　年　　月　　日

井手町長　　　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金事業変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日に提出した上記の事業申請について、井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり変更したいので申請します。

　１　変更後の日程　　　　　　工事着手（契約）予定日　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　工事完了予定日　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　代金支払予定日　　　　　年　　月　　日

２　変更後の申請予定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　３　変更後の場所　　井手町大字　　　　小字

　４　その他の変更内容（紙面に収まらない場合は、別紙を添えて記載して下さい。）

　　　　変更事項

　　　　　変更前

　　　　　変更後

　５　添付書類

　（１）変更する添付書類

　（２）その他町長が必要と認める書類

第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

井手町長　　　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金

事業開始取下げ届出書

　　　　　年　　月　　日に提出した上記の事業申請について、下記の理由のため、井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第７条第３項の規定により取り下げます。

１　申請していた場所　井手町大字　　小字

２　取下げ理由

第６号様式（第７条関係）

年　　月　　日

井手町長　　　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金

事業開始承認取消及び不承認通知書

　　　　　年　　月　　日に承認した上記の事業について、下記の理由のため、井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第７条第４項の規定により事業開始承認を取消し、事業を不承認とします。

記

取消の理由

その他の通知すべき事項

（教示）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に

、町長に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第７号様式（第８条関係）

　　年　　月　　日

井手町長　　　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付申請書

　井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり申請します。

記

　１　申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　設置場所　　井手町大字　　　　小字

　３　住宅用の太陽光発電設備　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

　　　　　　　　　　　　　　　公称最大出力合計値　　　　　　ｋＷ（小数点以下切り捨て）

　　　　　　　　　　　　　　　パワーコンディショナー定格出力

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｋＷ（小数点以下切り捨て）

　４　住宅用の蓄電設備　　　　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

　　　　　　　　　　　　　　　蓄電容量　　　　　　　ｋＷｈ（小数点以下２位未満切り捨て）

　５　住宅用高効率給湯機器（５と６はどちらかのみ申請対象）

　　　　　　　　　　　　　　　給湯器種別

　　　　　　　　　　　　　　　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

　６　住宅用コージェネレーションシステム

　　　　　　　　　　　　　　　型式名

　　　　　　　　　　　　　　　製造者名

（次頁に続く）

（前頁より続く）

　７　設置する住宅の着工年度及び建物構造

（　　　　年度着工／木造・鉄筋コンクリート造・その他（　　　　　　））

８　添付書類

　※　１．と２．はどちらかを申請してください。

　※　３．は１．又は２．のどちらかと同時の場合のみ申請できます。

　※　３．を申請しない場合でも、１．又は２．を申請することはできます。

|  |  |
| --- | --- |
| １．太陽光発電・蓄電設備部分（国実施要領に係る書面を添付しない場合）  （ＦＩＴ売電可）（太陽光発電・蓄電設備部分で補助金上限１６万円） | |
|  | （１）設置場所を示す地図　　　　　　　（２）町税等の滞納が無いことが分かる書類  （３）機器購入等を証する書類の写し　　（４）設置費に係る領収書の写し  （５）設置状態が分かる写真　　　　　　（６）設備の配置の図示  （７）出力対比表　　　　　　　　　　　（８）蓄電設備の仕様が分かる書類  （９）電力需給契約を証する書類　　　　（１０）回路図等  （１１）要綱第４条第７項に規定する要件（耐震関係）を満たすことを示す書類  （１２）その他町長が必要と認める書類 |
| ２．太陽光発電・蓄電設備部分（国実施要領に係る書面を添付する場合）  （ＦＩＴ売電不可）（太陽光発電・蓄電設備部分で補助金上限２９万円） | |
|  | （１）ア　設置場所を示す地図　　　　　　イ　町税等の滞納が無いことが分かる書類  　　ウ　設置費に係る領収書の写し　　　エ　設置状態が分かる写真  　　オ　設備の配置の図示　　　　　　　カ　出力対比表  　　キ　回路図等  　　ク　要綱第４条第７項に規定する要件（耐震関係）を満たすことを示す書類  （２）設備の性能及び関係制度に関する誓約書兼自己チェックリスト  （３）電力需給契約確認書又は系統連係承諾書　（４）電力消費計画書  （５）工事請負（売買）契約書（内訳が分かるもの）  （６）蓄電設備に性能表示基準に係る所定の表示がなされていることが分かる写真  （７）蓄電設備のカタログ　　　　　　　　　　（８）蓄電設備の保証書  （９）その他町長が必要と認める書類 |
| ３．住宅用高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム部分 | |
|  | （１）（高効率給湯機器について申請するとき）温室効果ガス計算表  （２）（コージェネレーションシステムについて申請するとき）カタログ  （３）設備の性能及び関係制度に関する誓約書兼自己チェックリスト  （４）その他町長が必要と認める書類 |

別記第８号様式（第９条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　様

井手町長

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金について下記のとおり決定しましたので、井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

交付金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

別記第９号様式（第９条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

井手町長

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金不交付通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金について、下記の理由のため不交付となりましたので、井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

不交付の理由

その他の通知すべき事項

（教示）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に

、町長に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１０号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

井手町長　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付請求書

　井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金請求額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　振込先

補助金払込先(申請者名義の口座に限る)

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | （銀行・信用金庫・農協）　　　　　　　　　　　支店 |
| 預金の種別 | （普通預金・当座預金） |
| 口座番号 |  |
| （ふりがな）  口座名義人 |  |